**１　学校教育法施行細則**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | |
| ○学校教育法施行細則 | | | |
| 昭和41年10月25日規則第70号 | | | |
| 改正 | | | |
| 昭和51年３月16日規則第６号 | | | |
| 昭和51年９月17日規則第65号 | | | |
| 昭和63年３月31日規則第48号 | | | |
| 平成６年３月31日規則第18号 | | | |
| 平成７年２月17日規則第５号 | | | |
| 平成11年３月31日規則第38号 | | | |
| 平成12年３月28日規則第38号 | | | |
| 平成14年３月29日規則第48号 | | | |
| 平成16年３月31日規則第33号 | | | |
| 平成17年３月４日規則第４号 | | | |
| 平成19年３月30日規則第55号 | | | |
| 平成20年３月28日規則第37号 | | | |
| 平成20年12月９日規則第89号  令和４年３月29日規則第15号 | | | |
| 学校教育法施行細則をここに公布する。 | | | |
| 学校教育法施行細則 | | | |
| （趣旨） | | | |
| 第１条　この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に基づいてする私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）に係る認可の申請及び届出の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 | | | |
| （学校の設置認可の申請） | | | |
| 第２条　法第４条第１項（法第134条第２項において準用する場合を含む。第４条及び第５条において同じ。）又は第130条第１項の規定による学校の設置についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置認可申請書に、省令第３条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　設置趣意書 | | | |
| (２)　設置者の履歴書及び市町村長が発行する身分証明書（設置者が法人の場合は、その名称及び住所を記載した書類） | | | |
| (３)　別に定める様式による施設調書 | | | |
| (４)　校地校舎等の所有権を証する書類（借用部分がある場合は、当該部分に係る貸借契約書） | | | |
| (５)　別に定める様式による学級編制表 | | | |
| (６)　別に定める様式による校具、教具等の明細書 | | | |
| (７)　別に定める様式による教職員組織調書 | | | |
| (８)　開設後２年間の事業計画書及び収支予算書 | | | |
| (９)　学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）第７条の規定による成績書 | | | |
| (10)　学校の位置を示す図面 | | | |
| (11)　設置者が法人の場合は、設置に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| (12)　設置者が岩手県知事が設置の認可をした学校法人（以下「岩手県知事設置認可学校法人」という。）以外の法人の場合は、寄附行為（定款その他の寄附行為に相当するものを含む。以下同じ。）及び財産目録 | | | |
| （高等学校の課程又は学科の設置認可の申請） | | | |
| 第３条　法第４条第１項の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の設置についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の課程の設置認可申請書に、高等学校の学科の設置についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の学科の設置認可申請書に、それぞれ省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る前条第３号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （専修学校の課程の設置認可の申請） | | | |
| 第３条の２　法第130条第１項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の課程の設置認可申請書に、省令第３条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第２条第３号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （特別支援学校の高等部における通信教育の開設認可の申請） | | | |
| 第３条の３　法第４条第１項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書に、省令第12条第１項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第２条第３号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置認可の申請） | | | |
| 第３条の４　法第４条第１項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）設置認可申請書に、省令第13条に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第２条第３号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請） | | | |
| 第３条の５　法第４条第１項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校の収容定員に係る学則変更認可申請書に、省令第５条第３項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第２条第３号から第７号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、同条第４号及び第６号に掲げる書類の添付は要しないものとする。 | | | |
| (１)　変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則  　(２)　変更後２年間の事業計画書及び収支予算書  　(３)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可の申請） | | | |
| 第３条の６　法第４条第１項の規定による高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更（通信教育連携協力施設ごとの定員に係る学則の変更を除く。）についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書に、省令第５条第２項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則 | | | |
| (２)　授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合は、前号に掲げる書類のほか、変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書 | | | |
| (３)　変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| ２　法第４条第１項の規定による高等学校の広域の通信制の課程の通信教育連携協力施設ごとの定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程の通信教育連携協力施設の定員に係る学則変更認可申請書に、省令第５条第３項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第２条第３号から第７号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら定員を減じるものである場合は、同条第４号及び第６号に掲げる書類の添付は要しないものとする。 | | | |
| (１)　変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則  (２)　変更後２年間の事業計画書及び収支予算書  (３)　変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （学校設置者の変更認可の申請） | | | |
| 第４条　法第４条第１項又は第130条第１項の規定による学校の設置者の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置者変更認可申請書に、省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　新設置者の履歴書及び市町村長が発行する身分証明書（法人の場合を除く。） | | | |
| (２)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| (３)　岩手県知事設置認可学校法人以外の法人の場合は、寄附行為、財産目録、役員名簿及び新設置者の登記事項証明書 | | | |
| （専修学校の目的の変更認可の申請） | | | |
| 第４条の２　法第130条第１項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の目的の変更認可申請書に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第２条第３号から第７号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、同条第４号及び第６号に掲げる書類の添付は要しないものとする。 | | | |
| (１)　目的の変更に係る新旧比較対照表  　(２)　変更後２年間の事業計画書及び収支予算書  　(３)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （学校の廃止認可の申請） | | | |
| 第５条　法第４条第１項又は第130条第１項の規定による学校の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による学校廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　教職員の処置方法を記載した書類 | | | |
| (２)　校地校舎等の処置方法を記載した書類 | | | |
| (３)　設置者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| (４)　岩手県知事設置認可学校法人以外の法人の場合は、寄附行為 | | | |
| （高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請） | | | |
| 第６条　法第４条第１項の規定による高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の課程の廃止認可申請書に、高等学校の学科の廃止についての認可の申請は別に定める様式による高等学校の学科の廃止認可申請書に、それぞれ省令第15条に規定する書類のほか、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。 | | | |
| （専修学校の課程の廃止認可の申請） | | | |
| 第６条の２　法第130条第１項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の課程の廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類を添えるほか、法人にあっては、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録、教職員の処置方法を記載した書類並びに岩手県知事設置認可学校法人以外の法人にあっては、寄附行為を添えてしなければならない。 | | | |
| （特別支援学校の高等部における通信教育の廃止認可の申請） | | | |
| 第６条の３　法第４条第１項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書に、省令第12条第３項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　教職員の処置方法を記載した書類 | | | |
| (２)　廃止に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| (３)　岩手県知事設置認可学校法人以外の法人の場合は、寄附行為 | | | |
| （特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止認可の申請） | | | |
| 第６条の４　法第４条第１項の規定による特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　教職員の処置方法を記載した書類 | | | |
| (２)　校地校舎等の処置方法を記載した書類 | | | |
| (３)　廃止に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| (４)　岩手県知事設置認可学校法人以外の法人の場合は、寄附行為 | | | |
| （申請書の提出期限） | | | |
| 第６条の５　第２条から前条までに規定する申請書は、別表に掲げる日までに提出しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。 | | | |
| （校長の届出） | | | |
| 第７条　法第10条（法第133条第１項及び第134条第２項において準用する場合を含む。）の規定による校長の届出は、別に定める様式による校長採用届に、省令第27条に規定する履歴書を添えてしなければならない。 | | | |
| 第８条　削除 | | | |
| （私立学校の目的等の変更の届出） | | | |
| 第９条　政令第27条の２第１項の規定による私立学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による学校の目的等変更届に、省令第５条第２項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　目的又は名称の変更の場合は、その変更に係る新旧比較対照表 | | | |
| (２)　位置の変更の場合は、新旧の位置を記載した書類及び新位置を示す図面 | | | |
| (３)　学則の変更の場合は、変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則 | | | |
| (４)　学則の変更のうち、授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合は、前号に掲げる書類のほか、変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書 | | | |
| (５)　経費の見積り及び維持方法の変更の場合は、変更に係る経費の見積り及び維持方法の新旧比較対照表並びに変更後２年間の事業計画書及び収支予算書 | | | |
| (６)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （専修学校の名称等の変更の届出） | | | |
| 第９条の２　法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による専修学校の名称等変更届に、省令第５条第２項又は第３項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　名称の変更の場合は、その変更に係る新旧比較対照表 | | | |
| (２)　位置の変更の場合は、新旧の位置を記載した書類及び新位置を示す図面 | | | |
| (３)　学則の変更の場合は、変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則 | | | |
| (４)　学則の変更のうち、授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合は、前号に掲げる書類のほか、変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書 | | | |
| (５)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （私立各種学校の目的等の変更の届出） | | | |
| 第９条の３　政令第27条の３の規定による私立各種学校の目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）の変更についての届出は、事前に、学校の目的等変更届に、省令第５条第２項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　目的又は名称の変更の場合は、その変更に係る新旧比較対照表 | | | |
| (２)　位置の変更の場合は、新旧の位置を記載した書類及び新位置を示す図面 | | | |
| (３)　学則の変更の場合は、変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則 | | | |
| (４)　学則の変更のうち、授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項の変更の場合は、前号に掲げる書類のほか、変更しようとする年度の収支予算書及びその前年度の収支決算書又は収支決算見込書 | | | |
| (５)　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （学校の校地校舎等に関する権利の取得及び変更等の届出） | | | |
| 第10条　政令第27条の２第１項若しくは第27条の３又は法第131条の規定による学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの当該校地校舎等の現状に重要な変更を加えることについての届出は、事前に、別に定める様式による校地校舎等の取得及び変更等届に、省令第６条に規定する書類及び図面のほか、法人にあっては、権利の取得等に関する理事会及び評議員会の決議録を添えてしなければならない。 | | | |
| （分校の設置の届出） | | | |
| 第10条の２　政令第27条の２第１項若しくは第27条の３又は法第131条の規定による分校の設置についての届出は、事前に、別に定める様式による分校設置届に、省令第７条に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。 | | | |
| （分校の廃止の届出） | | | |
| 第10条の３　政令第27条の２第１項若しくは第27条の３又は法第131条の規定による分校の廃止についての届出は、別に定める様式による分校廃止届に、省令第15条に規定する書類を添えてしなければならない。 | | | |
| 第11条及び第12条　削除 | | | |
| （高等学校等の専攻科等の設置の届出） | | | |
| 第13条　政令第27条の２第１項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、事前に、別に定める様式による高等学校等の専攻科等設置届に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、当該専攻科等に係る第２条第６号及び第７号に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出） | | | |
| 第13条の２　法第131条の規定による専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出は、別に定める様式による専修学校の学科の設置に係る学則変更届に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　学則の変更事項の比較対照表及び新学則並びに当該学科に係る第２条第３号及び第５号から第７号までに掲げる書類 | | | |
| (２)　設置者が法人の場合は、設置に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （高等学校等の専攻科等の廃止の届出） | | | |
| 第14条　政令第27条の２第１項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、事前に、別に定める様式による高等学校等の専攻科等廃止届に、省令第15条に規定する書類及び教職員の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。 | | | |
| （専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出） | | | |
| 第14条の２　法第131条の規定による専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出は、別に定める様式による専修学校の学科の廃止に係る学則変更届に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　学則の変更事項の比較対照表及び新学則 | | | |
| (２)　教職員の処置方法を記載した書類 | | | |
| (３)　設置者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| （特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更の届出） | | | |
| 第15条　政令第27条の２第１項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による通信教育に関する規程変更届に、省令第12条第２項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 | | | |
| (１)　変更に係る条文の新旧比較対照表及び新規程 | | | |
| (２)　変更に関する理事会及び評議員会の決議録 | | | |
| 附　則 | | | |
| この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| 附　則（昭和51年３月16日規則第６号） | | | |
| この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| 附　則（昭和51年９月17日規則第65号） | | | |
| この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| 附　則（昭和63年３月31日規則第48号） | | | |
| この規則は、昭和63年４月１日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成６年３月31日規則第18号） | | | |
| １　この規則は、平成６年４月１日から施行する。 | | | |
| ２　この規則による改正後の学校教育法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 | | | |
| 附　則（平成７年２月17日規則第５号） | | | |
| この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成11年３月31日規則第38号） | | | |
| この規則は、平成11年４月１日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成12年３月28日規則第38号） | | | |
| この規則は、平成12年４月１日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成14年３月29日規則第48号） | | | |
| この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成16年３月31日規則第33号） | | | |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| ２　この規則による改正後の学校教育法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 | | | |
| 附　則（平成17年３月４日規則第４号） | | | |
| この規則は、平成17年３月７日から施行する。 | | | |
| 附　則（平成19年３月30日規則第55号） | | | |
| １　この規則は、平成19年４月１日から施行する。 | | | |
| ２　この規則による改正後の学校教育法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 | | | |
| 附　則（平成20年３月28日規則第37号） | | | |
| １　この規則は、平成20年４月１日から施行する。 | | | |
| ２　この規則による改正後の私立学校法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 | | | |
| 附　則（平成20年12月９日規則第89号） | | | |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | | | |
| ２　この規則による改正後の学校教育法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。  １　この規則は、令和４月１日から改正する。 | | | |
| 別表（第６条の５関係） | | | |
|  | 申請書の名称 | 提出期限 |
|  | 学校設置認可申請書 | 開設しようとする年度の前年度の７月31日 |
|  | 高等学校の課程の設置認可申請書 |  |
|  | 高等学校の学科の設置認可申請書 |  |
|  | 特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書 |  |
|  | 特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）設置認可申請書 |  |
|  | 専修学校の課程の設置認可申請書 |  |
|  | 学校の収容定員に係る学則変更認可申請書 | 変更しようとする年度の前年度の７月31日 |
|  | 高等学校の広域通信制課程の通信教育連携協力施設の定員に係る学則変更認可申請書 |  |
|  | 専修学校の目的の変更認可申請書 |  |
|  | 高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書 | 変更しようとする日の60日前 |
|  | 学校設置者変更認可申請書 |  |
|  | 学校廃止認可申請書 | 廃止しようとする日の60日前 |
|  | 高等学校の課程の廃止認可申請書 |  |
|  | 高等学校の学科の廃止認可申請書 |  |
|  | 特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書 |  |
|  | 特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）廃止認可申請書 |  |
|  | 専修学校の課程の廃止認可申請書 |  |

学校教育法施行細則に規定する別に定める様式を定める要綱（平成20年12月９日付け総務第831号　岩手県総務部総務室法務私学担当課長通知）

　（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法施行細則（昭和41年岩手県規則第70号。以下「細則」という。）に規定する別に定める様式を定めるものとする。

　（様式）

第２条　細則の規定により別に定める様式は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 様式の種類 | 様　式 | 関係条項 |
| １ | 学校設置認可申請書 | 様式第１号 | 第２条 |
| ２ | 施設調書 | 様式第２号 | 第２条第３号 |
| ３ | 学級編制表 | 様式第３号 | 第２条第５号 |
| ４ | 校具、教具等の明細書 | 様式第４号 | 第２条第６号 |
| ５ | 教職員組織調書 | 様式第５号 | 第２条第７号 |
| ６ | 高等学校の課程の設置認可申請書 | 様式第６号 | 第３条 |
| ７ | 高等学校の学科の設置認可申請書 | 様式第７号 | 第３条 |
| ８ | 専修学校の課程の設置認可申請書 | 様式第８号 | 第３条の２ |
| ９ | 特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書 | 様式第９号 | 第３条の３ |
| 10 | 特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）設置認可申請書 | 様式第10号 | 第３条の４ |
| 11 | 学校の収容定員に係る学則変更認可申請書 | 様式第11号 | 第３条の５ |
| 12 | 高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書 | 様式第12号 | 第３条の６ |
| 13 | 高等学校の広域通信制課程の通信教育連携協力施設の定員に係る学則変更認可申請書 | 様式第12号の２ | 第３条の６ |
| 14 | 学校設置者変更認可申請書 | 様式第13号 | 第４条 |
| 15 | 専修学校の目的の変更認可申請書 | 様式第14号 | 第４条の２ |
| 16 | 学校廃止認可申請書 | 様式第15号 | 第５条 |
| 17 | 高等学校の課程の廃止認可申請書 | 様式第16号 | 第６条 |
| 18 | 高等学校の学科の廃止認可申請書 | 様式第17号 | 第６条 |
| 19 | 専修学校の課程の廃止認可申請書 | 様式第18号 | 第６条の２ |
| 20 | 特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書 | 様式第19号 | 第６条の３ |
| 21 | 特別支援学校小学部（幼稚部、中学部、高等部）廃止認可申請書 | 様式第20号 | 第６条の４ |
| 22 | 校長採用届 | 様式第21号 | 第７条 |
| 23 | 学校の目的等変更届 | 様式第22号 | 第９条、第９条の３ |
| 24 | 専修学校の名称等変更届 | 様式第23号 | 第９条の２ |
| 25 | 校地校舎等の取得及び変更等届 | 様式第24号 | 第10条 |
| 26 | 分校設置届 | 様式第25号 | 第10条の２ |
| 27 | 分校廃止届 | 様式第26号 | 第10条の３ |
| 28 | 高等学校等の専攻科等設置届 | 様式第27号 | 第13条 |
| 29 | 専修学校の学科の設置に係る学則変更届 | 様式第28号 | 第13条の２ |
| 30 | 高等学校等の専攻科等廃止届 | 様式第29号 | 第14条 |
| 31 | 専修学校の学科の廃止に係る学則変更届 | 様式第30号 | 第14条の２ |
| 32 | 通信教育に関する規程変更届 | 様式第31号 | 第15条 |

附　則

１　この要綱は、学校教育法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第　号）の施行の日から施行する。

２　この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和３年12月１日から施行する。

２　この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。